



THE ROTARY CLUB OF HIROSHIMA-RYOHOKU

広島陵北ロータリークラブ

- The Weekly Report -

～クラブのテーマ～

こころゆたかなロータリアン

～本年度会長方針～

原点に還って、奉仕を実践しよう。



第1156回例会 2015年3月18日 No.1125号

■ 会長時間



会長 渡部 邦昭

こんにちは。朝昼晩の温度差が厳しいので体調管理には気を付けて、元気で過ごしてください。さて、本日は、例会には高原宏之ガバナー補佐が出席されておられます。2月14日のインターシティミーティングでの池上彰氏の講演は印象に残るものでした。私は、講演後いち早く「学び続ける力」(講談社現代新書、池上彰著)を購入して読みました。講演の中でも話されていましたが、この本の中で池上彰氏の父親は病気で病に伏していたときも、寝床で亡くなるまで広辞苑を読んでいたという話をされています。「イスラム」のことも、しっかりと学んだ上で、自身の意見をもつべきでしょう。そうでないと、予断や偏見で物事を判断することになるからです。ロータリアンも池上彰氏の話されているように、学び続けて、内外の奉仕活動に役立てていきたいものだと思います。高原ガバナー補佐におかれましては、大変御苦勞様でした。貴重な機会を与えて下さり、有難うございます。感謝申し上げます。本日の卓話は、裁判員裁判について考える、というテーマで、元裁判官の井上薫様のお話を拝聴いたします。会員の皆様の中にも、裁判員候補の呼び出しをうけた方もおられるかもしれませんが、井上様のお話をきいて、裁判員制度についての理解を深めていただければ、と思います。井上様様のプロフィール等は、配布資料を参照して下さい。また、参考資料1および2も参照して下さい。井上様は、人気番組「そこまでいって委員会」に出演された方です。ちなみに、当クラブの会員、今枝仁(職業分類、国際弁護士)君も「光市事件」の弁護の関係で出演されたことがあります。そういう共通項があることも紹介しておきます。それでは、井上様、卓話、宜しくお願いします。

今回の例会(3月25日)

会員卓話
森中 祥二 会員

次回の例会(4月1日)

パートナー同伴花見夜間例会

出席報告 (例会運営委員会)

| 3月18日(水)出席者 | |
|-------------|-----|
| 会員総数 | 56名 |
| 出席会員 | 35名 |
| 欠席会員 | 21名 |
| ご来賓 | 1名 |
| ご来客 | 5名 |
| ゲスト | 0名 |

来客者紹介 (親睦家族委員会)

| 3月18日(水)出席者 | |
|-------------|----|
| 広島RC | 1名 |
| 広島東南RC | 1名 |
| 広島北RC | 2名 |
| 広島城南RC | 1名 |

幹事報告(賀谷幹事)

■BOX配布物

- ・米山学友会会報を配布しております。

■例会変更

- ・広島安芸RC「お花見夜間例会」
【とき】4月2日(木) 18:30～【※4/7(火)の変更】
【ところ】半べえ
- ・広島南RC「創立記念夜間例会」
【とき】4月3日(金) 18:00～【※同日夜間へ変更】
【ところ】リーガロイヤルホテル広島4F「クリスタルホール」
- ・広島城南RC「創立20周年記念式典・祝賀会」
【とき】4月3日(金) 17:30～20:30【※同日夜間へ変更】
【ところ】メルパルク広島6F
- ・広島西南RC「花見家族例会」
【とき】4月5日(日) 12:00～【※4/7(火)の変更】
【ところ】ホテルJALシティ広島

■休会のお知らせ

- ・3月31日(火) 広島RC、広島西南RC
- ・4月2日(木) 広島北RC

【例会】 毎週水曜日(12:30～13:30) / リーガロイヤルホテル広島(広島市中区基町6-78) / 082-502-1121

【会長】渡部 邦昭 【事務所】広島市中区基町6-78 リーガロイヤルホテル広島13F 【TEL】082-221-4894
 【幹事】賀谷 俊幸 【ホームページ】<http://www.ryohoku-rc.jp/> 【FAX】082-221-4870

来賓卓話(1/2)

元裁判官・弁護士
井上 薫 様

1. 経歴

1954(昭和29)年東京都生まれ。
東京大学理学部化学科卒、同修士課程修了。
司法試験合格後、判事補を経て96年判事任官。
06年退官し、07年弁護士登録。
司法行政の裁判干渉に抵抗し、裁判官の独立を守る活動を続けている。
著書に「つぶせ！裁判員制度」、「司法のしゃべりすぎ」など。



2. 裁判員制度について言っておきたいこと

「裁判員制度は違憲である。裁判員制度は人権を蹂躪する。裁判員制度は冤罪を作る。一ある日、突然、我々にやってくる「裁判員を命ず」という恐怖の召集令状。嫌々参加させられたら最後、一般市民が凄惨な現場写真を見せられ、被告人に睨まれ、死刑判決にまで関与しなくてはならない。国が進める世紀の愚行を、元判事が完膚なきまでに批判。いますぐこの制度を潰さないと、日本は滅びてしまうのだ！」

3. 本日(平成27年3月18日)の卓話

『裁判員裁判を考える ～平等原則と量刑～』

同じような事件に対しては同じような裁判をしてほしいという要請の根源は、「法の下での平等の原則」(憲法14条1項)に基づくものです。その平等の実現の手段は種々のものが考えられます。行政機関では、各省の大臣が示した基準により全国的に統一した事務処理をします。組織の最高責任者の判断により統一的に事務処理する点では、地方公共団体や会社でも同様でしょう。

ところが、裁判所だけはこのやり方が通じないのです。裁判官の独立の原則(憲法76条3項)があるからです。裁判官には上命下服の原則は適用されないのです。ですから、裁判がバラバラになることは、憲法自体が容認しているわけです。ただ、100%裁判官任せではよろしくないで、「憲法と法律」にだけは拘束されることとしています。裁判実務上、量刑基準として威力を発揮するのが、先例(刑の相場)です。最高裁は、平成27年2月3日、第一審である裁判員裁判で死刑に処せられた後、控訴審が無期懲役とした事案で上告を棄却し、その理由中で、裁判員裁判でも裁判官だけの事件でも、先例を重視すべきことに変わりがないとし、本件で死刑は先例に比して重過ぎるとしました。この判決は、マスコミで大きく報道されました。しかし、この判断には重大な疑問があります。

第1に、これでは民意(市民感覚)を裁判に取り入れようとした裁判員制度の意義が否定されてしまう点です。ここでいう「先例」とは、裁判官だけで形成されたもので、裁判員を入れた評決では、先例として扱うことができないと考えるべきです。

第2に、「先例」の中身である過去の裁判例の具体的事実の分析結果が判決中に何も示されていない点です。先例を重視することは、裁判を不透明なものにしてしまうおそれがあります。

第3に、本件事案に適した先例を知ること自体、裁判員にはわからないものです。最高裁が作った一覧表を使用していたら、最高裁の誘導する裁判になってしまいます。

第4に、先例は、憲法でも法律でもなく、裁判の基準にならない点です。この点は致命的です。以上に見た先例に対する考え方は、民事事件や行政事件を含めた裁判全体に重要な示唆を与えるものです。

会員の皆様方にも、是非とも裁判員裁判、ひいては裁判制度全体について、関心をもっていただきたいと思えます。

※【別紙】参考資料(全2ページ)

来賓卓話(2/2)

<渡部会長謝辞>

井上様、裁判員裁判のお話し、有難うございました。私のように外からしか裁判をみていない者にはよく分からない、裁判所の中におられた方のお話しは説得力がありました。お話しにありましたように、裁判員裁判が制度として定着するかどうかは、何とも言えませんが、大きな問題と難題を抱えていることは間違いないと思います。本日のお話しを参考に、更に考えを深めてゆきたいと思いました。本日は、有難うございました。



ガバナー補佐来訪

国際ロータリー第2710地区 G-6 ガバナー補佐 高原 宏之 様、ガバナー補佐 幹事 粟屋 充博 様が、2月14日に開催されましたグループ6・7合同インターシテミーティングへの参加の御礼を兼ねて、クラブを訪問されました。



高原宏之 様



.....SMILE BOX

渡部邦昭 会員、賀谷俊幸 会員

本日は、井上薫様、卓話宜しくお願い致します。裁判員制度など勉強させていただきます。

**国際ロータリー第2710地区G-6ガバナー補佐
高原宏之 様**

寸志を頂きました。

| | | | |
|-----|---------|----|----------|
| 当日計 | 10,000円 | 累計 | 943,000円 |
|-----|---------|----|----------|